

令和7年

第3回会津坂下町議会 臨時会会議録

自 令和7年4月30日

至 令和7年4月30日

福島県会津坂下町議会

令和7年第3回会津坂下町議会臨時会会議録

令和7年4月30日から令和7年4月30日まで第3回臨時会が町役場議場に招集された。

令和7年4月30日 午前10時00分

1. 応招議員(13名)

1番 高久敏明	2番 五十嵐孝子	3番 目黒克博
4番 物江政博	5番 横山智代	6番 小畑博司
7番 佐藤宗太	8番 五十嵐正康	10番 五十嵐一夫
11番 水野孝一	12番 酒井育子	13番 山口享
14番 赤城大地		

2. 不応招議員(1名)

9番 青木美貴子

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	薄香織
書記	松本功		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤秀一
政策財務課長	長谷川裕一	生活課長	五十嵐隆裕
建設課長	古川一夫	産業課長	渡部聡
庁舎整備課長	遠藤幸喜	出納室長	五十嵐利彦
教育課長	蓮沼英樹	子ども課長	小瀧節子
監査委員	仙波利郎		

◎開会及び開議の宣告

◎議長(赤城大地君)

只今の出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第 3 回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。

(開議 午前 10 時 00 分)

なお、9 番、青木美貴子君より、所要のため欠席の届け出がありますのでご報告いたします。ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程の通りであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長(赤城大地君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として、6 番 小畑博司君、7 番 佐藤宗太君のお2人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長(赤城大地君)

日程第2、会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

第 3 回臨時会の会期は本日 1 日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定いたしました。

◎町長あいさつ

◎議長(赤城大地君)

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(赤城大地君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

本日ここに令和7年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の報告及びその承認について、承認 3 件、先日の町内小学校児童のバス降車確認漏れ事案についての責任として、町三役の給与を減額するための町長等の給与の特例に関する条例の一部改正及び令和 7 年 2 月の大雪による農業災害特別対策事業等の予算を計上した一般会計補正予算第 1 号の議案 2 件の計 5 件のご提案となります。

これらの案件につきましては、印刷物により、お手元に差し上げた通りであります。何とぞ慎重なるご審議の上、原案の通り承認賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。
どうぞよろしくお願い致します。

◎承認第1号から議案第35号の一括上程・説明

◎議長(赤城大地君)

日程第3、承認第1号「専決処分の報告及びその承認について 専決第1号 会津坂下町課設置条例の一部を改正する条例」から、議案第35号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第1号)」までの5件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記(松本功君)

承認第1号 専決処分の報告及びその承認について 専決第1号 会津坂下町課設置条例の一部を改正する条例

承認第2号 専決処分の報告及びその承認について 専決第2号 会津坂下町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

承認第3号 専決処分の報告及びその承認について 専決第3号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算(第10号)

議案第34号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第35号 令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第1号)

◎議長(赤城大地君)

これより、一括議題とした議案について、順次説明を求めます。

初めに、承認第1号及び承認第2号について説明を求めます。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議長、総務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤総務課長。

◎総務課長(佐藤秀一君)

おはようございます。

承認第1号「専決処分の報告及びその承認について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

それでは、専決第1号「会津坂下町課設置条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、組織機構見直しに伴い、政策財務課の情報統計係にかかる事務を、総務課へ移管するものであります。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明を申し上げますので、そちらをご覧ください。

第3条第1項に、「第10号 統計調査に関する事項」、「第11号 電子情報管理及び情報化の推進に関する事項」の2号を加え、第3条第2項中、第5号を削り、第6号を第5号、第7号を第6号

とし、第8号を削るものであります。

次に、議案に戻っていただき、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行することとし、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分を行ったというものであります。説明は以上であります。

承認第2号「専決処分の報告及びその承認について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

それでは、専決第2号「会津坂下町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、組織機構見直しに伴い、会津坂下町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会にかかる庶務事務について、政策財務課から総務課へ移管するものであります。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明を申し上げますので、そちらをご覧ください。

まず、第2条第1項第2号中「。以下「保護法」という。」を削る改正については、条例中においてこの条文以外に「個人情報の保護に関する法律」を参照引用する文言がないことから、削除するものであります。

次に、組織機構見直しに伴い、審査会庶務を移管するため、第11条中「政策財務課」を「総務課」に改めるものであります。

次に、議案に戻っていただき、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行することとし、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分を行ったというものであります。説明は以上であります。

◎議長(赤城大地君)

続いて、承認第3号について説明を求めます。

◎政策財務課長(長谷川裕一君)

議長、政策財務課長。

◎議長(赤城大地君)

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長(長谷川裕一君)

「承認第3号 専決処分の報告及びその承認について」

専決第3号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算(第10号)についてご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,139万5千円を追加し、予算の総額を97億5,301万8千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による、とするものです。

次に、第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による、とするものです。

次に、第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による、とするものです。

なお、本補正予算は地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分した補正予算であり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

本補正予算の主な内容は、地方譲与税、交付金・交付税等の確定及び、起債額の確定による財源内訳の補正になります。

1ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご

説明いたします。

4ページをご覧ください。「第2表 繰越明許費補正」については、追加が1件、変更が1件です。

まず、追加となる町道舗装事業48万8千円は、2項道路としてセットバック済みの土地の測量及び境界立合いが降雪の影響により遅延したことにより年度内完了が困難となったため、繰越すものです。完了は令和7年5月を予定しております。

次に、変更となる令和6年度非課税世帯給付金事業8万2千円の増は、給付金支給対象世帯へ事前のお知らせをお送りするために需用費及び役務費を増額するものです。

5ページをご覧ください。「第3表 地方債補正」については、変更が2件です。

まず、除雪機械整備事業(過疎対策事業債)は、除雪トラックの更新に係る購入費及び旧除雪トラックの売却額の確定に伴い、20万円を減額するものです。

次に、消防施設整備事業(緊急防災・減災事業債)は、宇内屯所建替工事費の確定により100万円を減額するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

事項別明細書についてご説明申し上げます。1ページをご覧ください。

1総括 歳入については、2款:地方譲与税から21款:町債まで、補正前の額95億6,162万3千円、補正額1億9,139万5千円の増、補正後の額97億5,301万8千円となります。

2ページをご覧ください。歳出については、8款:土木費から14款:予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額は歳入と同額となります。財源内訳は、国県支出金が2,905万8千円の増、地方債が120万円の減、一般財源が1億6,353万7千円の増となります。

3ページをご覧ください。2歳入についてご説明いたします。2款1項1目:地方揮発油譲与税から6ページ9款2項1目:新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金までは、各譲与税及び交付金の額の確定による増減となります。

3ページの2款1項1目:地方揮発油譲与税は、102万6千円の増、2項1目:自動車重量譲与税は、151万8千円の増、3項1目:森林環境譲与税は、9万4千円の減、4ページの3款1項1目:利子割交付金は、5千円の増、4款1項1目:配当割交付金は、503万3千円の増、5款1項1目:株式等譲渡所得割交付金は、932万1千円の増、5ページの6款1項1目:法人事業税交付金は、474万9千円の増、7款1項1目:地方消費税交付金は、1,190万9千円の増、8款1項1目:環境性能割交付金は、402万3千円の増、6ページの9款2項1目:新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、3万6千円の減になります。

次に、10款1項1目:地方交付税は、まず、特別交付税1億2,613万3千円の増は、大雪の影響による除雪経費の増大分が算定対象になったこと等に伴い増額されるものです。震災復興特別交付税31万円の増は、交付税額が確定したため増額するものです。

11款1項1目:交通安全対策特別交付金、補正額36万円の減は、額の確定によるものです。

7ページをご覧ください。14款2項4目:土木費国庫補助金、補正額2,905万8千円の増は、大雪の影響による除雪経費の増大に伴い、臨時的な措置として、社会資本整備総合交付金で705万8千円の増、臨時道路除雪事業費補助金で2,200万円の増となります。

21款:町債は、第3表 地方債の補正によりご説明したとおり、120万円の減となります。

8ページをご覧ください。3歳出についてご説明いたします。8款2項1目:道路維持費は、補正額はございませんが、国県支出金及び地方債の変更に伴う財源内訳の補正となります。

9款1項2目:消防施設費は、補正額はございませんが、地方債の変更に伴う財源内訳の補正となります。

最後に、14款1項1目:予備費、補正額1億9,139万5千円の増は、歳入歳出調整のための補正となります。説明は以上です。

◎議長(赤城大地君)

続いて、議案第34号について説明を求めます。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議長、総務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤総務課長。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議案第34号「町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

この議案は、この度の「町内小学校児童のバス降車確認漏れ事案」について、町行政の責任者として、町長、副町長及び教育長のそれぞれの給料月額を、令和7年5月の1か月間、町長は20%、副町長および教育長は10%を減額とするものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により説明を申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

第1条中、「令和3年4月1日から令和3年5月31日まで」を「令和7年5月1日から令和7年5月31日まで」に、「100分の30」を「100分の20」に、「100分の15」を「100分の10」に改め、第2条中、「100分の15」を「100分の10」に改める、とするものです。

次に、議案に戻っていただき、附則といたしまして、この条例は、令和7年5月1日から施行する、とするものです。

◎議長(赤城大地君)

続いて、議案第35号について説明を求めます。

◎政策財務課長(長谷川裕一君)

議長、政策財務課長。

◎議長(赤城大地君)

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長(長谷川裕一君)

議案第35号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に1億6,296万4千円を追加し、予算の総額を85億7,296万4千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による、とするものです。

今回の補正予算は、令和7年2月の大雪により被災した農業者の生産再開を目的に、農作物の生産に必要な施設や樹木の復旧に係る経費を補助するものです。

1ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをご覧ください。

1:総括の歳入につきましては、15款:県支出金から18款:繰入金まで、補正前の額 84億1千万円、補正額1億6,296万4千円の増、補正後の額は85億7,296万4千円となります。

2ページをご覧ください。歳出につきましては、6款:農林水産業費から14款:予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が7,296万4千円の増、一般財源が9,000万円の増であります。

3ページをご覧ください。2:歳入の詳細についてご説明いたします。

15款2項4目:農林水産業費県補助金は、令和6年度大雪農業災害特別対策事業補助金、7,296万4千円を計上するもので、施設復旧支援事業が補助率1/3、被災施設撤去支援事業が補助率1/2、病虫害防除等農薬樹草勢回復用肥料購入支援が補助率1/3、再生産用種苗等購入支援が補助率1/3であります。18款1項1目:財政調整基金繰入金、補正額9,000万円の増は、大雪農業災害特別対策事業に対応するため繰入するものです。繰入後の財政調整基金残高は6億8,235万3千円となります。

4ページをご覧ください。3:歳出についてご説明いたします。6款1項3目:農業振興費、18節:負担金、補助及び交付金、1億6,684万3千円の増は、大雪により被害を受けた農業用パイプハウス等の復旧支援として計上するものです。

施設復旧支援事業補助金1億2,815万4千円は、県補助事業であり、補助率は県1/3、町1/3であります。これは、出荷販売を目的としたパイプハウス等の修繕・再建支援として1㎡あたり1万円を補助するもので、対象面積19,223㎡、対象者47名を見込んでおります。

被災施設再建支援事業補助金、1,420万7千円は、町単独事業で、補助率は町1/3であります。これは、機械や資材を格納していたパイプハウス等の撤去・再建支援として1㎡あたり1万円を補助するものであり、対象面積4,262㎡、対象者46名を見込んでおります。

被災施設撤去支援事業補助金、418万2千円は、県補助事業であり、補助率は県1/2、町1/4であります。これは、出荷販売を目的としたパイプハウス等の撤去支援として1㎡あたり290円を補助するもので、対象面積19,223㎡、対象者47名を見込んでおります。

病虫害防除等農薬樹草勢回復用肥料購入支援補助金、360万円は、県補助事業であり、補助率は県1/3、町1/3であります。これは、樹木の枝折れ等の被害を受けた果樹園等の圃場を使用する農薬・肥料の購入補助として1haあたり3万円を補助するもので、対象面積180ha、対象者75名を見込んでおります。

再生産用種苗等購入支援補助金、860万円は、県補助事業であり、補助率は県1/3、町1/3であります。これは、樹木の枝折れや育苗ハウス再建が間に合わない場合の種苗等の購入補助として果樹は1本あたり3,000円、水稻苗は1箱あたり400円を補助するもので、果樹の対象本数500本、対象者22名を見込んでおり、水稻苗の対象箱数は28,500箱、対象者は29名を見込んでおります。

被害木撤去支援事業補助金、810万円は、町単独事業であります。倒木・主幹裂け等により、収穫が見込めない樹木の伐採支援として樹木1本あたり3,000円、対象本数2,700本、対象者は45名を見込んでおります。

最後に、14款1項1目:予備費、補正額387万9千円の減は、歳入歳出調整のための補正となります。説明は以上となります。

◎議長(赤城大地君)

以上をもって、議案の説明を終わります。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

まず、承認第1号「専決処分の報告及びその承認について 専決第1号 会津坂下町課設置条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号「専決処分の報告及びその承認について 専決第1号 会津坂下町課設置条例の一部を改正する条例」を採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

◎議長(赤城大地君)

次に、承認第2号「専決処分の報告及びその承認について 専決第2号 会津坂下町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号「専決処分の報告及びその承認について 専決第2号 会津坂下町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

◎議長(赤城大地君)

次に、承認第3号「専決処分の報告及びその承認について 専決第3号 令和6年度会津坂下

町一般会計補正予算(第10号)」に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより承認第3号「専決処分の報告及びその承認について 専決第3号 令和6年度会津坂下町一般会計補正予算(第10号)」を採決いたします。この採決は起立をもって行います。
本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

◎議長(赤城大地君)

次に、議案第34号「町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

◎議員(五十嵐一夫君)

議長、10番。

◎議長(赤城大地君)

五十嵐一夫君。

◎議員(五十嵐一夫君)

不祥事が起きたということで、報酬を減額するというような内容なんですが、実質的に予算上は何か支出が生じたのか。また、あるとするならば、その金額はどれくらいなのかお伺いします。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議長、総務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤総務課長。

◎総務課長(佐藤秀一君)

特に、金銭的な財政支出等が生じたことはありません。
若干、マイクロバス2台に置き忘れ装置を設置したというがございますので、そちらの経費については若干かかっておりますが、まだ算定しておりませんが、4~5万だろうというふうに認

識しております。

◎議員(五十嵐一夫君)

議長、10番。

◎議長(赤城大地君)

五十嵐一夫君

◎議員(五十嵐一夫君)

財政的な支出はないということなのですが、過去の不祥事と比較しますと、朝立の集落協定の時にですね、国に県合わせて約1,200万円の補助金を返還した。いわゆる、その時は財政的な損害があったわけです。町で本来使える部分のお金を集落協定にやったわけです。その時の財政的な損害があるにも関わらず、今回は無いのに、こういった減額の提案をしてくる。そして、またそういった朝立集落協定の時は何ら損害があってもですね町が誰一人責任をとろうとしなかった。とらなかった。比較した場合にどういうふうを考えるのかお伺いします。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(赤城大地君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

ただいまのおただしですが、朝立集落の件については、前からも答弁で申し上げている通り、それが、通常であれば今までの分に対して全額返還を求められることに対して、そうでなくて、使われた分は元に戻したという結果もありまして、全額返還ということはなくして、今後も継続できるように、そしてまたその分の期間の分だけを各協定の構成員に渡した分はその返還はなくして、やっていただくように国県のほうにお願いをして努めて参りました。

そういったことで、ひとつの責任の在り方というのは必ずしも今回のようなやり方だけが責任なのか。私どもはそんなふうには考えておりません。その案件案件において、どのような責任の取り方があるのか。それによって責任をとっていくというのがひとつだろうと考えております。

今回は、一歩間違えれば命にかかわるような事案でもあったし、そういうことを言えば、当然金銭的なものじゃなくても管理者としてどうあるべきなのか、そういうのを自分と問い合わせながらも、当然だなどというような結論を出したということでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

◎議長(赤城大地君)

他にございますか。よろしいでしょうか。

質疑もつきたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎議員(五十嵐一夫君)

議長、10番。

◎議長(赤城大地君)

五十嵐一夫君

◎議員(五十嵐一夫君)

議案に対して賛成する立場でありますけども、積極的に賛成するわけではありません。反対しない立場なので賛成ということですが、今回責任をとるということで町長提案でありますので、これ

について何ら反対することはありませんが、やはり先ほど答弁ありましたが、今まで過去の朝立集落の時に何ら責任を執行部がとらない。そういつて今回は、ここで責任をとる。これニュース性があるから、まだニュースが風化しないからやはり劇的にいろいろ全国ニュースで取り上げられてる部分があるからこういったことに対応するのか。朝立集落協定の場合は、今年に入ってシリーズで報じられて町長がですね、我々の報告にちょっと分からなかった部分、伝わらなかった部分が結構ありました。刑事責任も問わない。何ら問わない。町も責任を負わない。同じこういった責任の取り方として、前の責任の取り方がちょっと私は非常におかしいと思う。そして今回こういったものを取り上げたけども、経済的にですね予算の支出はないけども、これだけの重みをもって受け止めて提出する。その比較した場合に、そのやり方については、私は批判を申し上げる。ただ、今回の提案については、町長提案ですので、何ら反対することはありませんので賛同いたします。

◎議長(赤城大地君)

他に討論はありませんか。

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号「町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

◎議長(赤城大地君)

次に議案第35号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第1号)」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算(第1号)」を採決いたします。この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(赤城大地君)

議長を副議長と交代するため、暫時休議します。

(午前 10 時 49 分)

(休議)

◎副議長(山口享君)

再開します。議長を交代いたしました。

(午前 10 時 49 分)

14番、赤城大地議長より常任委員辞任の申し出がありますので、説明を求めます。

◎議員(赤城大地君)

議長、14番。

◎副議長(山口享君)

赤城大地君。

◎議員(赤城大地君)

ご説明いたします。常任委員会の所属については、委員会制度を導入している議会については、地方自治法を根拠とした委員会条例において、議員全員が少なくともひとつの常任委員へ所属することが義務付けられております。しかしながら、議長については、その職務や職責が他の議員と全く異なっていることから、議長の職務及び行政実例において、議長の職務及び職責に支障が認められる場合、常任委員の辞任が認められており、全国的に広く慣例となっております。

今回、議長の職務及び職責を全うするにあたり、支障があると認められること、また、近隣市町村の多くで議長は常任委員辞任の取り扱いとなっていることから、議長において常任委員会所属辞任を申し出ます。何卒ご理解の程よろしく願いいたします。

◎副議長(山口享君)

なお、この件につきましては、赤城議長は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、赤城大地君の退席を求めます。

(赤城議長 一時退場)

◎副議長(山口享君)

「議長の常任委員辞任について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

◎議員(五十嵐一夫君)

議長、10番。

◎副議長(山口享君)

五十嵐一夫君。

◎議員(五十嵐一夫君)

若干質問したいのですが、誰に質問するといいいでしょうか。

◎副議長(山口享君)

答えられるものであれば、副議長及び事務局で回答します。

◎議員(五十嵐一夫君)

今回ですね、先ほど説明ありましたように慣例となっているということで全国的には多く見受けられる、ただ、会津の町村においてはですね、まだまだ小さな議会だからでしょうか、議長が常任委員会に入っているという例が多数見受けられるように私は感じる。

ひとつの行政調査として、議員に課されたいろんな調査事項ができるわけなんですけども、行政調査においては常任委員に属さないの、その場合には、参加しないのか。その辺の整理はどのようなものでしょうか。

◎副議長(山口享君)

お答えします。行政調査につきましては、議長としては参加しないという報告をいただいております。以上です。

他にご異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

◎議員(小畑博司君)

議長、6番。

◎副議長(山口享君)

小畑博司君。

◎議員(小畑博司君)

先ほどの議長の説明の中で、議長は一般の議員とは違う、そして議長が常任委員会に所属していると支障が出る。その支障とは何が支障かお示してください。

◎副議長(山口享君)

事務局長より説明を求めます。

◎事務局長(鈴木久君)

一般的に、採決する場合など、可否同数の際の場合などにつきましては、議長固有の権限を考慮しますと、一常任委員に委員として所属してそこで採決するのは、支障をきたすというような意見があるようでございます。以上でございます。

◎副議長(山口享君)

よろしいでしょうか。

◎議員(小畑博司君)

議長、6番。

◎副議長(山口享君)

小畑博司君。

◎議員(小畑博司君)

自分が付託したものということであれば別ですけど、行政の議案として出されて付託されるものとかそういうものについて、採決をするかしないか、採決するのは、ほとんどが請願とかありますけど、ここは本会議中心主義ですので、採決はこの場というのが議案についてはほとんどですから、何が支障があるのかよく分かりませんが、伝わるように説明を願いたいです。

抽象的な話ではなくて、本当にこれで困っているんだとだから外してくれということであれば分かるんですけども、明確に副議長は分かるんですか。

◎副議長(山口享君)

私の聞いたところによると、先ほど事務局長が申しました点と、自分が付託したものに対してそこで意見を言うとか採決に混ざるといことはできないということですので委員会を外してほしいという旨は聞いております。以上です。

他にご異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

◎議員(五十嵐一夫君)

議長、10番。

◎副議長(山口享君)

五十嵐一夫君。

◎議員(五十嵐一夫君)

議長が常任委員会を外れるということになると、常任委員会そのものの時にどういう立場で参加するのか。オブザーバーとして参加するのか。それとも全然参加しないのか。その辺はどのように捉えているのでしょうか。

◎副議長(山口享君)

議長の職責上どの委員会にも出席できる権限はあります。そこでオブザーバーとしても出席できるとは考えています。

◎議員(五十嵐孝子君)

議長、2番。

◎副議長(山口享君)

五十嵐孝子君。

◎議員(五十嵐孝子君)

国会や県議会、市議会など議員が多数いる場合なら別ですが、こういった少数の議会で議長が一人外れるということから出てくる問題とかはおそらく議運に付託されて検討されたと思うんですけど、その中ではあがってこなかったのでしょうか。

◎副議長(山口享君)

議運の委員長答弁求めます。

◎議員(五十嵐正康君)

特別、その点については、検討の案件にもなるのではないかというような話は出ましたけども、近隣の市町村において、どの程度の議員数であっても議長が辞任するというような議会が多数存在するというので、運営に支障があるというような話ではないと判断しております。

◎副議長(山口享君)

ありがとうございます。

◎議員(五十嵐孝子君)

議長、2番。

◎副議長(山口享君)

五十嵐孝子君。

◎議員(五十嵐孝子君)

私の知っている範囲なんですけど、このような少数の議会では議長も常任委員会に所属してやっているというのが大多数を占めます。

でしたら、近隣市町村のデータをお示してください。このくらいの規模の少数派で議長が常任委員会を外れているというデータ。まして、今後議員の成り手不足で坂下町議員定数 14 名ですが、この先どういうふうになっていくか分からない状況の中で議長が外れてしまうということは、議会の運営の質にも影響してきますので、その点データをお示しいただきたいと思います。

◎議員(五十嵐正康君)

議長、8 番。

◎副議長(山口亨君)

五十嵐正康君。

◎議員(五十嵐正康君)

今議会の決定の質というような話がありましたけど、どのような質なのかお聞かせください。

◎議員(五十嵐孝子君)

議長、2 番。

◎副議長(山口亨君)

五十嵐孝子君。

◎議員(五十嵐孝子君)

質というのは、意見の多様性です。多様な意見によって議会は良くなっていくというふうに考えますのでそう申しました。

◎副議長(山口亨君)

よろしいでしょうか。他にご異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

◎議員(五十嵐一夫君)

議長、10 番。

◎副議長(山口亨君)

五十嵐一夫君。

◎議員(五十嵐一夫君)

先ほどの常任委員に会議についてもいろんな会議には外れてもオブザーバーで出席する権限はあるというような話でしたけども、特に請願陳情なんかを審査して採決の場合に同数ということもあるわけですから、その経過をよく聞いておくということは大切なことなので、私としては常任委員会にオブザーバーとして参加しているいろんな審議の内容を聞くべきだと思うんですが、その辺議長はどういうふうにお考えになっていたのかお伺いいたします。

出たいと考えているのか、あくまでも出ないという方向で考えているのか、その辺の道筋ありましたらお伺いします。

◎副議長(山口亨君)

副議長としては、その件に関しては聞いていませんけども、オブザーバーとして出る考えではいるということは聞いておりました。ただ、積極的な発言とかということは伺っていません。以上です。

◎議員(小畑博司君)

議長、6 番。

◎副議長(山口亨君)

小畑博司君。

◎議員(小畑博司君)

議会にとって、どんなメリットを考えてこの提案がなされているのか、単に議長として困る、議長

の職務を全うするのに困るということだけなのか、それともそのことによってこの議会そのものにメリットがあるのか、メリットも考えてのことなのか、その点についてはどのように聞いてますかというか、どのような見解なんですか。

◎副議長(山口亨君)

事務局長より説明を求めます。

◎事務局長(鈴木久君)

議会へのメリットというようなことは、特別議長の方からはお聞きしておりません。議長の方が一つの常任委員会の方に所属するとそのことに対してちょっとやりづらいとか、そういった意味だというようなことで伺っております。以上です。

◎議員(小畑博司君)

議長、6番。

◎副議長(山口亨君)

小畑博司君。

◎議員(小畑博司君)

たとえオブザーバーで出ようが発言はする権利があるということで権利というふうに言ってくると、意見を言うわけですよ。言うというのはそんな変わるのかなと思うんですね。採決に加わらないとしてもそれなりの影響を与えるということは間違いないので、であれば逆に常任委員として存在をして、自分が付託したものに対しては自分は採決には加わらないという判断を自分で示すことができるわけですので、何ら支障は無いんじゃないかと思うんですけど、その辺の整理というのをやっぱりそういうふうに発言するというを前提にするならば、ちょっとなんか我々が求めるものとしっくりこないんですよ。そうは思いませんか。

◎副議長(山口亨君)

私が聞いているところによると、議長としての職責を全うしたいので常任委員会を外れたいということです。議長は議長なりにやっぱり支障があるということを判断したと思いますので、議長が常任委員会を辞退したいという申し出でするのでご理解いただければと思います。

◎議員(横山智代君)

議長、5番。

◎副議長(山口亨君)

横山智代君。

◎議員(横山智代君)

先ほど来から、その議長としての職責という言葉もよく出てきますが、その前に周りの議会がそうだからとか以前からそういう言葉がよく議長から出てましたが、周りは周りであって、今までこの坂下町の議会の中で議長をやられた方も皆さん常任委員として入ってらして、それでその中で一緒にやってきたという経緯だと思うんです。それと同時に議員として、選挙で私たち当選してこの場所にいますが、最初からじゃあ議長としてなるということでそれで選挙に臨まれたんでしょうか。そして議員として入った時点で皆さん同じですよ。自分は特別職、議長だから特別なんだみたいなそんなふうにはかこの頃特にそういうもの強く感じるんですけど、それをあくまでもずっと貫きたいから今回のような発言をなさっているとしか私にはとれないんですが、その辺はどうなんでしょう。

◎副議長(山口亨君)

私はその辺ことは深く聞いていませんけども、議長としての職責を全うしたいんだということだけです。また、議員になる時も議長になるからということではなくて、議員としての職責を全うする

そんな考えだと思います。

◎議員(横山智代君)

議長、5番。

◎副議長(山口亨君)

横山智代君。

◎議員(横山智代君)

ですから、先ほど来から出ている職責を全うするとおっしゃいますけど、その職責とはどういうことを指して職責という言葉を出しているのか。その職責についてはっきり皆さんに分かるように説明していただきたい。

◎副議長(山口亨君)

議運の方だと思うんですけども、五十嵐正康委員長よりご報告願います。

◎議員(五十嵐正康君)

議長、8番。

◎副議長(山口亨君)

五十嵐正康君。

◎議員(五十嵐正康君)

説明はできません。そこまで聞いておりませんので、議運の中では自分が付託した案件に対する議論をするのが相応しくないというような考え、それが大きな部分で理由によって他の一般的な全国的な議会において議長が委員会から抜けると常任委員会から抜けるといったようなことが慣例になっているということがあります、そうであるから辞任・辞退を申し出たいというようなことになっていただきたいというような内容でございますので、もし、皆さんが異論があるのであれば、もう一度差し戻して皆でその辺りをもう一度議論すべきだと私は思います。

◎副議長(山口亨君)

ありがとうございます。

◎議員(高久敏明君)

議長、1番。

◎副議長(山口亨君)

高久敏明君。

◎議員(高久敏明君)

ちょっと、議長の補足的な説明になるかどうか分からないんですが、私の聞いているところで言うと、そもそも、町議会、本会議の原則の中で、議決するとき、赤城議長が言っていたのは、議長と議員は違うんだよというのは議長の考えではなくて、制度の中で議長には議決権がない。先ほど事務局長から話しあったように、同数の時場合だけするというので、最初から議決権がないのに、委員会の中で初めに議決側に回ってその場で賛否をしてしまうのは、原則的にどうか制度的におかしいんじゃないかというのが問題意識として議長の中ではあつての今の話です。

小畑議員のおっしゃるように、それはもうオブザーバーとして参加していろいろ言うんだからそこはというような話もそれも分からなくはないでしょうけども、まず原則論から言って、まず総務の委員会の中でまず賛否に混ざった形の中で本会議を開いて、議決権がない議長が本会議を開くということ自体なんかちょっと違和感を感じるというか、おかしいそこに支障があるんじゃないかということが赤城議長の問題意識なのかなというふうに私は理解しています。

◎副議長(山口亨君)

ありがとうございました。

◎議員(小畑博司君)

議長、6番。

◎副議長(山口享君)

小畑博司君。

◎議員(小畑博司君)

議長の言っている通り、ここは本会議中心主義なんです。常任委員会で全て決定されてそのまま通るといったことはないんですよ。全部本会議で賛否またとってやるわけです。自分が付託したものについて意見を言うというのはそれはやる必要ないと思いますよ。自分が付託したものについては。

ただ、常任委員会ってそれぞれの教育に関する或いは民生全般にわたる部分或いは産業全般にわたる政策それらの執行部とのやりとり或いは質疑そういうものを深めてしっかりした政策につなげていくというような場でもありますので、そういう所に参加をして自らの意見を述べるといったのは当然あって然るべきだし、少数ほんとに少ない議員数になってきている中では必要なことではないかというふうには私は思うんですね。

そういう意味では、先ほど五十嵐正康議運委員長が申した通り、やはりまだまだ私達の中に議長の考えがよく伝わっていないというふうには思いますので、一旦差し戻して議論を深めていくべきだというふうには思います。

◎副議長(山口享君)

他に。

◎議員(高久敏明君)

議長、1番。

◎副議長(山口享君)

高久敏明君。

◎議員(高久敏明君)

先ほどメリットがどうのという話がありましたけど、さっきも言いました通り、そのシステムとしての違和感からきている話なんだとは思いますが、あえてメリットというのを出すとすれば、やはりその常任委員会になれば常任委員会の中の事項だけなんですけど、2つの今ある常任委員会の中のどちらにもオブザーバーという形で出て、議会、その議会の中で今回の議会ですべて重要なテーマになってるとか、懸案になってるような常任委員会の中に行ってですね、いろんな形でみんなの意見を聞いて必要なオブザーバーとしての発言をしていくっていうようなそういったことは自由にできるという意味では、1つの常任委員会に固定されないという意味ではメリットかなというふうには思います。

◎議員(五十嵐一夫君)

議長10番

◎副議長(山口享君)

五十嵐一夫君。

◎議員(五十嵐一夫君)

いろいろ皆さんのなかなか話がいろんな形が出ているようですので、ここは自由討論っていうか、議員間討議をして、議員の中で自由に話し合ってみれば、いかがでしょうか。そういう議会基本条例もありますので。

◎副議長(山口享君)

ただいま五十嵐一夫議員から、議員間討議をしてはいかがかというご意見が出ましたけども、この案に対してご意見のある方いますか。

よろしいですか。

◎議員(酒井育子君)

議長、12番。

◎副議長(山口享君)

酒井育子君。

◎議員(酒井育子君)

今、同僚議員から出たとおり、やっぱり議員間でもう少し協議してもいいんじゃないかなと思います。

◎副議長(山口享君)

2名以上が出ましたので議員間討議をしたいと思います。

ご意見をいただきたいと思います。

◎議員(五十嵐一夫君)

議長、10番。

◎副議長(山口享君)

五十嵐一夫君。

◎議員(五十嵐一夫君)

議員間討議ですので自由に話します。

私は議長が申しましたやつでいいんじゃないかと思います。

オブザーバーで出て発言はしなくてもね、その審議内容を聞いて、委員会で表決権を持たない、ただ積極的にそういった会議には参加していただくように運用していただければなというふうに私は思います。

◎副議長(山口享君)

ありがとうございます。

◎議員(五十嵐正康君)

議長、8番。

◎副議長(山口享君)

五十嵐正康君。

◎議員(五十嵐正康君)

議長が今までのように、特定の常任委員会に参加してるという形でなくて、オブザーバーですべての常任委員会に参加できるというような形であれば、逆に今までより、議長の立場としては理想に近づくというふうな感じに思いますので、特別、常任委員会に今のまま所属するよっていう部分じゃなくて今だと逆に常任委員会、総務産業建設常任委員会の方にしか同時開催という日程であればこちらしか出れないという形になりますので、必要な方に出れるというような可能性もあるということで私は、今の議長の申し出は承認してもよろしいのかなというふうに考えます。

◎副議長(山口享君)

他にご意見のある方。

◎議員(物江政博君)

議長、4番。

◎副議長(山口享君)

物江政博君。

◎議員(物江政博君)

私も賛成の方の意見を言いますと、議長が今までやってきてやりやすい方向だっということでもって出した案だと思いますので、賛成したいと思います。

◎副議長(山口享君)
他にご意見ありませんでしょうか。

◎議員(小畑博司君)
議長、6番。

◎副議長(山口享君)
小畑博司君。

◎議員(小畑博司君)
議長が1人の常任委員としてというか、所属することが議長の職責を全うできないと、或いは支障になっているということと言いつつも、逆に外れて、どちらでも出れる権限があるので、積極的に出たいということなのかどうかかわかんないんですけども、とにかく常任委員会から外れたいということだけなのか。

どっちにも顔を出したいので、そういう立場にさせてくれないかっていうようなことなのか、それと職責を全うできないってのはどういうふうに繋がってくるのか。

何かかわかんないですよ。わかりますか。

だからその辺が、皆さんや議長が言うんだから間違いないっていう話では済まないことだろうっていうふうに思うんですけど。

◎副議長(山口享君)
他にご意見はありますか。

◎副議長(山口享君)
それでは、議員間討議を終結し、議会を再開いたします。

◎副議長(山口享君)
お諮りいたします。
本件は申し出の通り、辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(山口享君)
異議なしと認めます。
よって、赤城議長の常任委員会の辞任を…

◎議員(小畑博司君)
異議ないという声は分かったけど、どのくらい分かったの。

◎副議長(山口享君)
異議なしと認めるという声がありましたから。

◎議員(小畑博司君)
言ったじゃないですか異議ありの中身っていうのは。まず解明しないままにそれを何でいきなり閉めるんですか。解明できたんですか。あなたの判断はどうなってんですか。
なぜ判断できたんですか。

◎副議長(山口享君)
暫時休議いたします。直ちに議会運営委員会を開きます。

(午前11時2分)

(休議)

◎副議長(山口享君)
再開します。
議会運営委員会委員長の意見を求めます。

(午前11時20分)

◎議員(五十嵐正康君)

議長、議会運営委員会委員長。

◎副議長(山口享君)

五十嵐正康議会運営委員会委員長。

◎議員(五十嵐正康君)

いろんな意見があるということで、再度議長からの説明を求めたいというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

◎副議長(山口享君)

再度、どうして議長が常任委員会を外れるのか、そんなところを再度説明をいたしたいと思えますので、議長の入場を許可いたします。

(赤城議長 一時入場)

◎副議長(山口享君)

14 番、赤城大地君に説明を求めます。

◎議員(赤城大地君)

今ほどの提案について皆様ご理解いただけないということなんですけれども、再度ご説明をさせていただきます。

まずはですね、この提案については私のわがままだとか、個人的に考えていることだとかそういったことではございません。

これ昭和 31 年にすでに答えの出ているものでございまして、実は地方自治法の不備ということになってございます。

議長はそもそも表決権がございません。これは議運の場でも何度も申し上げてございますが、皆様、議員は当たり前で賛否を表す表決権というものが与えられておりますが、議長には賛否を表す表決権は法で与えられておりません。

なので、例えば常任委員会に所属をして、委員そのの中では委員として、議案に対しての賛否を示すわけなんですけれども、それについては、そもそもできることではないにもかかわらず、議員全員が常任委員会 1 つの常任委員会に入らなければならないとなっていると。

これは全国的に同じ状況が起こったわけですね、昭和 31 年の 9 月 28 日の行政実例になっております。

議長は表決権がないのに、委員会で表決するのはおかしいんじゃないかというような問い合わせが殺到いたしまして、昭和 31 年に行政実例として出されました。

都道府県議会、市議会議員、すべて町村議会も含めて、議長については常任委員会に所属しなければならないというものの例外として扱うと。

なので、多くの都道府県議会、市町村議会においては議長は常任委員会から辞退をしていると、辞退という取り扱いをせざるをえないということでございます。

会津管内においてもほとんどの市町村が議長においては辞退と、いうことを取り扱いをしているということでございます。

なので、1 議員としては何の支障もございません。議長が常任委員会に入っていようが入ってまいが、何の支障もないんですけれども、議長としては、議長になったものとしては、すぐく自己矛盾がそこに生ずることになりますので、非常に議会運営が難しくなってきます。

一般的に今まで請願陳情しか委員会付託をしていなかったんですけれども、議案についても委員会付託をすることに今度なりましたので、そうなってくると、委員会付託をした委員会先では、表決に加わり、議場においては、表決権がないのでなおさら賛否が同数になった場合については、議長が決裁権を持ちますので、議長の判断となります。

その際において、すでに委員会において議長が表決してしまっていると、この状態が自己矛盾の状態でございます。

これが全国的に、昭和 30 年代に全国的に爆発的に起きたわけですね。この矛盾をどう解決したらいいかと。

そういうことについて、解決する 1 つの慣例として今議長の常任委員会辞退という取り扱いが全国的になされているということでございます。

なのでこれは、こういったもう言い方は申し訳ないんですが、その坂下町議会でどうだとか、意見の多様性がなくなってしまうんじゃないかというようなレベルの話ではないということですね。

制度上そうせざるをえないということでございますのでご理解をいただきたいと。

◎副議長(山口享君)

質疑を受け付けたいと思います。質疑はありますか。

◎議員(小畑博司君)

議長、6 番。

◎副議長(山口享君)

小畑博司君。

◎議員(小畑博司君)

これまでは委員会付託されたのは、請願陳情だけだった。

これからはそうではなくてすべてが委員会付託。これはいつからそうなったんですか。

なってないでしょ。何が変わったのかわかりませんが、自己矛盾に陥らざるをえないということでしたけれども、なかなかその辺がよくわかんないんですね。

みんなが求めているのは、やはり議長みずからが、意見の多様性が損なわれると、いやそんな問題じゃないんだっていうふうに言われましたが、これだけ議員がどんどんどんどん少なくなってくる中では非常に大きな問題だというふうに思います。

採決権があるとかないとか、表決権があるとかないとか、それとの矛盾ってのはあるかもしれませんが、やっぱり地方の本当小さな町村議会の中では、その意見の多様性っていうのは非常に大きな問題だと思います。

そして、先ほど申し上げましたが、委員会付託の請願陳情だけではなくて、請願陳情がないときもありますし、主な行政全般にわたるそれぞれの審査質疑で行政とのやりとりっていうのは、これからの行政を、私ども監視、監視するというか、或いは、ともに発展するための意見を出し合う場だったりという意味では、大きなものだろうというふうに私は思ってます。

そこで表決云々の矛盾ってところが大きいのか。町民にとって、或いは議会にとって、やはり常任委員会にする所属をして、それらの意見の交換をしたり、或いはお互いを高め合うような討論をしたりっていうのは、私は重要ではないかというふうに思うんですけども。

それよりも、表決権云々の方が重要だと思うのか或いは先ほど申し上げましたように、議長は権限としてどの常任委員会にも出席することはできるんだから、積極的に私もこれからもやっていきたいと。だから、どっかの常任委員会に所属するってことは、むしろ、マイナスなのでそういう面で、自分はこういうこの人員について、決まってからとかなんかじゃなくて、そういう思いで自分を出してると、ということなのかどうかそこを確認したい。

◎議員(赤城大地君)

議長、14 番。

◎副議長(山口享君)

赤城大地君。

◎議員(赤城大地君)

理解としては当然地方自治法 105 条において、すべての委員会に出席することが可能でございますので、常任委員会に所属しないとなった場合についてはよりそれがしやすくなるかなと思います。積極的に出席はしていきたいと思います。

ただ、今現在お話しているのは、議長の職務権限の話でございますので、議会としてどうだとか、1 議員の議論がどうだとかっていうことではございません。

ご理解いただきたいのは、何度も申し上げますが、1 議員として議場にいる場合については、何の支障もございません。ただ、議長が議会運営において支障が出てくるということでございますので、皆さんもご理解いただけない場合はそのままにはなると思うんですけども、その場合については、非常に議会運営に支障が出てくるということでございますので、何卒ご理解いた

だきたい。

その支障というのは、議長の支障であって、皆様には何の支障もございません。それはご理解いただきたい。

よって、認めていただけない場合については、議長はちょっと支障を抱えたままやってくれというようなことになってしまいますので、ちょっとそれは非常にやりづらいというものでございますのでご理解いただきたい。

◎副議長(山口享君)

他に質疑はございますでしょうか。

◎議員(酒井育子君)

議長、12番。

◎副議長(山口享君)

酒井育子君。

◎議員(酒井育子君)

昭和31年から自治法が施行されて、例外として今までずっと取り扱われてきていたということなんですけれども、今まで坂下町の議会として、議長の職責なり権限なりなんていうような言葉も今まで出てこなかったんですけれども、これからの坂下町の議会として、やはり定数問題もこれからまた多く出てくると思うんですが、今説明の中で、議運での支障があったということですが、この1年間で議運の中で議長としての支障というのはどういうことがあったのか、メリットとデメリットで例を挙げてお聞かせいただきたいんですが。

◎議員(赤城大地君)

議長、14番。

◎副議長(山口享君)

赤城大地君。

◎議員(赤城大地君)

整理いたしますと議会運営について支障があったという部分でございますが、過去に新庁舎建設特別委員会に付託した議案につきまして、私が委員として入っていたということについて、その中での賛否を示す場面が出たということでございます。

その場面において、議長として表決権がないにもかかわらず表決に加わったと。

また、それは議案として挙がってるものなので本会議での表決にも、採決にもなるわけなんですけれども、本会議の採決において、賛否が同数になるということがありませんでしたので、支障は今のところなかったんですが、その場合、賛否が同数になった場合については、すでに議長が表決で自分の意思を示してしまっておりますので、そこに矛盾が生じるということでございます。

メリットデメリットという話ではないということをご理解いただきたい。

これは制度上そうなっていて、今小畑議員も申し上げましたけれども、メリットという言い方も変かもしれませんが、メリットになるのであれば、常任委員会に所属しない部分、それぞれの委員会に出席しやすくなるということは、1つメリットとしてあるかもしれません。

なので皆さんご理解いただきたいのは、議長の権限として困っているということでございます。

◎議員(小畑博司君)

議長、6番。

◎副議長(山口享君)

小畑博司君。

◎議員(小畑博司君)

表決を示すべきでないところで表決をせざるをえないとか、そういう話だったんですけど、今特別委員会の話ではなくて常任委員会の方の話なんで、常任委員会から外れても、逆に、どちらの常任委員会にも積極的にオブザーバー的に参加をしてということを前提にしているような話がありました。

しかしながらですね表決に加わるか加わらないかは別にして、表決を左右するような発言をす

るってということになれば、影響は結果的には同じじゃないかと私は思うんですよ。

地方自治法を条文化すれば、様々な矛盾が出てきてしまって、自分としてはどうもこれからの職務を職責を果たすのに支障になるのではないかというふうな懸念は理解しましたけれども、逆に、議会運営としては、両方の常任委員会に積極的に出て、みずからの考えを述べる。或いは述べるべきというふうになれば、それは表決に加わったのと同じ、形は違いますが、実質上はおんなじだと思うんですよ。

私はもうそれでいいと思うんですよ。自分の考えをしっかりと述べて、議会をコントロールするってところまでいくかどうかわかりませんが、しっかりと自分の考えを述べて、それが町民生活へ影響を与えるっていうのは、非常に私は積極的にすべきだと思うし、そういう意味では、私は同じだと思いますので、特に常任委員会から抜ければ問題解決するということにはならないと私は思いますがいかがでしょうか。

◎議員(赤城大地君)

議長、14番。

◎副議長(山口亨君)

赤城大地君。

◎議員(赤城大地君)

時間も大分経っておりますので、非常にこんなことで執行部の皆様を拘束するのも大変申し訳ないんですけども、何度も言ってもご理解いただけないとは思いますが、これは1議員としては何の問題もないし何の主張もないし、極論を言えば、あまり適切でないかもしれませんが、何の関係もない話でございます。

議長として非常に今困っているという状況でございますので、小畑議員がどのように感じられるかっていうのはそれは人それぞれ自由ですが、同じでないから全国的にこうやってそういう取り扱いがなされているわけであって、同じにされると非常に困るということでございます。ご理解いただきたい。

これをこのままでいいと言うのであればそれはそれでいいですが、議長としては非常に困ると。

今後、例えば賛否が拮抗するようなものになった場合については、そもそも、多分おそらく皆様こんなこと言って大変失礼ですけども、多分おそらく議長としての職務とか権限というのを深くご理解いただけないのかなという印象でございます。

それを自分が1議員としての発言じゃなくて、議長の立場になって自分が議長であつたらどうかというようなことを考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

◎副議長(山口亨君)

他にご意見、ご質問ありますか。

よろしいですか。それでは赤城大地君の除斥を求めます。

(赤城議長 一時退場)

◎副議長(山口亨君)

それでは議長の常任委員辞任について討論をしたいと思います。まず反対討論を求めます。

◎議員(小畑博司君)

議長、6番。

◎副議長(山口亨君)

小畑博司君。

◎議員(小畑博司君)

議長は議長職務をみんなご存じないというような話でした。そう言われてしょうがない立場かもしれません。

しかしながら、どんどんどんどん数が少なくなっている市町村議会の中で、常任委員会での質疑に議長が積極的に加わって、自分の意見を述べるということと、表決云々することによって、自分の責務が果たせないってところの意味がわかんない。それでは解決にならない。逆に積極

的に常任委員会に入っていこう。そこで、どの常任委員会にも行こうっていう部分を自由にして
っていうふうになればなるほど、それぞれの常任委員会の質疑に影響を与えることになる。

それと 1 つの常任委員会に所属して表決に加わらざるをえない場合も出るということの、同じ
結果にしかならない。

逆に言うとむしろこういうふうには議員数が少なくなってる中では、やっぱり多様な意見というのを
述べるべきであろうし、私はそんなに気にする必要もないし、大きな部分で悩まざるをえないって
いうようなことではないんじゃないか。

今まで議長やられた方何名もいらっしゃいますけども、あまり聞いたことがないんですけど、突
然そういうふうになってきたのか、そういう影響が出てきたのかよくわからないので、この件につ
いては反対いたします。

◎副議長(山口享君)

賛成の討論はありますでしょうか。

◎議員(五十嵐一夫君)

議長、10 番。

◎副議長(山口享君)

五十嵐一夫君。

◎議員(五十嵐一夫君)

議長の常任委員について、許可する方に賛成いたします。

先ほどいろいろ議長からもいろいろお話ありましたけども、常任委員会なり、そういったところ
にですね積極的にオブザーバーとして出席する。それはそれで大変よろしいかなと思います。

ただその中で、やはり自分の意見とかですね、そういったやつが賛否を伴うようなことはあん
まりこう発言はしていただかないでっていうふうには私は議長はそう言ったというふうにとらえてま
す。

ただ、議題についてですね、内容について理解を深めるための発言はオブザーバーとしてもそ
れは聞いていいんじゃないかと思えますんで、そのような姿勢で臨んでいただければよろしいん
ではないかと存じます。

◎副議長(山口享君)

他に討論はございますでしょうか。討論も尽きたようであります。

それでは、議長の常任委員辞任についてを採決いたします。この採決は起立をもって行いま
す。

本案は、議長の常任委員辞任について決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

◎副議長(山口享君)

起立少数です。

よってこの議案は否決されました。14 番赤城大地君の入場を許可いたします。

(赤城議長 入場)

◎副議長(山口享君)

議長を交代するので暫時休議いたします。

(午前 11 時 26 分)

(休議)

◎議長(赤城大地君)

再開いたします。

(午前 11 時 26 分)

以上をもって本臨時会に付された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和 7 年第 3 回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(閉会 午前 11 時 26 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 4 月 30 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員